

## 栗東市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月29日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 三木 敏嗣

### 財政援助団体等監査結果

1. 監査の種類 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。

3. 監査の対象及び監査期日

令和5年5月17日（水）

コミュニティセンター大宝管理運営委員会

コミュニティセンター大宝東管理運営委員会

令和5年5月25日（木）

コミュニティセンター治田西運営委員会

令和5年5月29日（月）

コミュニティセンター大宝西運営委員会

（以下書類審査）

コミュニティセンター金勝管理運営委員会

コミュニティセンター治田東管理運営委員会

コミュニティセンター治田管理運営委員会

コミュニティセンター葉山管理運営委員会

コミュニティセンター葉山東管理運営委員会

4. 監査にあたった監査委員

井之口 秀行（令和5年6月23日退任）

中野 光一（令和5年5月31日退任）

5. 監査の着眼点と実施内容

令和4年度補助金にかかる出納その他事務の執行が交付目的に沿って適正に行われているかどうかについて、提出された監査資料と通帳や補助金等関係書類との照合を行うとともに、センター職員より説明を聴取し監査を実施した。

## 6. 監査の結果

栗東市補助金等交付規則に基づき補助金交付申請並びに実績報告、また、その他の事務については、概ね適正に執行されていると認められた。ただし、一部のコミュニティセンターにおいて、管理運営補助金の交付申請時の予算及び市の交付決定内容に基づかない運用が確認された。管理運営補助金の執行にあたっては、栗東市補助金等交付規則に準じ、適正に行われたい。その他、各施設の清掃業務委託の業務仕様書については内容の統一化を図り、業務負担や費用の軽減に努められたい。

以上